印紙税法
に基づく
不課税
文書

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

山梨県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、山梨県知事の保安規程に基づき、山梨県知事が設置する自家用電気工作物の保安に関する業務の委託について次のとおり契約する。なお、本委託契約の履行細目は「自家用電気工作物の保安管理業務委託契約細目書」（以下「細目」という。）に基づくものとする。

（契約対象電気工作物の概要）

第１条　契約対象電気工作物の対象は、別紙「委託事業場一覧表」のとおりとする。

（業務委託料）

第２条　第７条第１項第１号から第７号に掲げる業務に対する業務委託料は、金＿＿＿＿＿＿円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額＿＿＿＿＿＿円）とする。

２　前項の業務委託料には、別紙「委託事業場一覧表」における太陽光発電所（ＰＰＡ業者設置分）に係る費用を含まず、当該設備に係る業務委託料及びその支払いについては別に「支払いに関する覚書」を締結する。

３　第７条第１項第８号から第１０号に掲げる業務に対する業務委託料は、その都度算定する。

（点検の頻度）

第３条　第７条第１項第１号に定める点検の頻度は次のとおりとする。

（１）月次点検　　隔月１回
　　ただし、経済産業省告示第２４９号に定めのある場合は、これによる。

（２）年次点検Ａ（停電）　　毎年１回

（３）年次点検Ｂ（細密）　　３年１回

（４）臨時点検　　必要の都度

２　前項に定める年次点検Ａには月次点検が、また、年次点検Ｂには年次点検Ａが含まれる。

３　年次点検の実施日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び令和８年１２月２９日から令和９年１月３日までの日を除く日で各事業場の長と協議するものとし、それに伴う契約金額の変更は行わないものとする。

（絶縁監視装置の設置）

第４条　自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙は甲が別紙「委託事業場一覧」で指示した事業場に低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）を設置するものとする。

２　乙は、絶縁監視装置を設置した場合は、絶縁監視装置及び警報発生時の応動に係る説明書を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第５条　山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号）第１０９条の２各号に該当する場合は免除する。

（権利義務の譲渡等）
第６条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の内容）
第７条　乙が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。
（１）自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について甲に報告すること。
（２）前号の定期的な点検のほか、甲が実施した巡視点検等においての異常発生の有無を問診し、異常があった場合にはその箇所を点検すること。
（３）電気事故及び自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきとるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）の規定に基づく電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
（４）絶縁監視装置を設置した事業場にあっては、絶縁監視装置の動作電流が５０ｍＡ以上発生している旨の警報を連続して５分以上又は５分未満の警報を繰り返し受信した場合又は甲から警報を発した旨の連絡があった場合は、乙は甲に当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ保安業務従事者が点検を行うなど、絶縁監視装置及び警報発生時の応動に係る説明書により適切に対処すること。
（５）甲の要請があった場合または絶縁監視装置が発報した場合は、休祭日を含み２４時間の体制で対応すること。また、台風、雷等による自然災害が予想される場合は、状況に応じた体制を整えること。
（６）自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、甲の了解を得てその都度点検を行い、必要に応じて乙が一部又は全部の停止等の措置を行うこと。尚、乙は必要に応じて甲の事業場に到着する前に切り離し等の指示を行う。
（７）電気事業法第１０７条に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
（８）自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する官公署への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
（９）　自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。
（１０）自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。
２　前項各号の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する自家用電気工作物は、甲は乙の意見をきいて点検を電気機器製造業者等の専門業者に依頼するものとし、甲は乙に点検及び結果の記録を提示し、乙は必要に応じて甲に助言するものとする。
　なお、使用機器及びそれに付随する配線器具等については、甲は自主的に安全の確認を行い、善良な管理に努めるものとする。
（１）取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及びその他の設備等
（２）取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
（３）点検時現場に設置されていない移動用機器等

（４）構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
（５）点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
（６）高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等
（７）業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等
３　第２条第２項に定める設備の点検については、別に「点検に関する覚書」を締結する。

（甲及び乙の協力及び義務）
第８条　甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
２　乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

（契約期間）
第９条　この契約の有効期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（その他）
第１０条　乙は、この契約若しくは細目に特別の定めがある場合又は甲の指示若しくは、甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
２　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、乙の業務に従事した従業員も同様とする。
３　乙は保安管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の依頼による設備改善等の業務遂行するために第三者に委託する場合は、甲の承諾を受けて委託できるものとする。
４　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
５　この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
６　この契約若しくは細目における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
８　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲府地方裁判所を管轄裁判所とする。

以上契約の証として、この契約書及び細目を２通作成し、甲、乙が各１通を保有するものとする。

令和８年４月１日

委託者（甲）　住所　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
氏名　山梨県教育委員会　教育長＿＿＿＿＿＿＿＿

受託者（乙）　住所
氏名

自家用電気工作物の保安管理業務委託契約細目書

（点検、測定及び試験の基準等）

第１条　自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（以下「契約書」という。）第７条第１項第１号に基づく定期的な点検、測定及び試験は別表１から別表４までによるものとする。

２　契約書第７条第１項第２号のうち、必要の都度行う臨時点検は次によるものとする。

（１）次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行うものとする。

ア　高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ　受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ウ　その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

（２）高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うものとする。

３　契約書第７条第１項第９号に定める工事中の点検は別表５によるものとし、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が竣工状況、技術基準等に基づき適正に行われるよう自家用電気工作物の工事期間中は毎週１回行うものとする。

４　契約書第７条第１項第１０号に定める竣工検査は別表５によるものとし、前項の工事が完了した場合に検査又は他の者が実施する検査について技術基準等に適合し保安上支障がないことを確認するものとする。

（甲乙相互の通知）

第２条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を速やかに乙に通知するものとする。

（１）電気事故及び自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合

（２）経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合

（３）自家用電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合

（４）自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合

（５）自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合

（６）平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合

（７）非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合

（８）責任分界点又は需要設備の構内を変更する場合

（９）電気の保安に関する組織を変更する場合

（１０）業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合

（１１）相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合

（１２）電力会社等との契約電力を変更する場合

（１３）絶縁監視装置（電話連絡方式）が設置されている事業場にあっては、絶縁監視装置が警報を発した場合

（１４）その他必要な場合

２　乙は、次の各号に掲げる事項を書面をもって甲に通知するものとする。

（１）乙の執務時間内における乙への連絡方法

（２）乙の執務時間外における乙への連絡方法
（３）その他必要な事項

（連絡責任者等）
第３条　甲は、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を書面をもって乙に通知するものとする。
２　甲は、前各号に変更が生じた場合は、書面をもって乙に通知するものとする。
３　甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に原則として立ち会わせ、点検結果を確認するものとする。
４　甲は、需要設備の設備容量が６，０００キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第１種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

（実施日程等）
第４条　乙は、契約書第７条第１項第１号に定める業務について、あらかじめ甲に対して実施予定日時を次のとおり通知することとする。
（１）月次点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験）については、実施予定日前日まで
（２）年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験）については、実施予定日の２週間前まで
２　甲は前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとする。ただし、やむを得ない理由により、日程の変更を必要とする場合は、甲乙協議の上、新たな日程を定めるものとする。
３　年次点検等の実施において、電力会社等の分岐開閉器の開閉操作を行う場合の手続きは、乙が行うことができるものとする。

（事業場内の立入り等）
第５条　甲は、乙が保安管理業務を行う場合、次条に定める保安業務従事者であることを面接等で確認し、甲の事業場内に立ち入りさせることができるものとする。ただし、この場合において乙は、甲の服務規律を尊重するものとする。

（保安業務担当者の資格等）
第６条　乙は、保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）には、電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第７７号。以下「規則」という。）に適合する者をあてるものとし、契約書第１条に掲げる事業場の担当者（以下「保安業務担当者」という。）には、保安業務従事者から指名するものとする。
２　保安業務担当者は、必要に応じて保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
３　保安業務従事者は、保安管理業務に従事する証を常に携行し、甲の求めに応じて提示することとする。
４　保安業務従事者は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
５　乙は、保安業務担当者及び第２項に該当する保安業務従事者を、契約と同時に乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知するものとし、甲はその内容を確認することとする。また、変更の場合も同様とする。

（記録の確認等）

第７条　乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

２　乙は、点検、測定及び試験の実施後、甲が指定した日までにその結果について、書面にて甲に報告すること。

３　甲は、乙が実施した点検等の記録を確認するものとする。

４　乙は、甲が巡視点検等を実施した場合には、その結果について問診及び記録を確認し、必要に応じてとるべき措置を報告するものとする。

（支払条件等）

第８条　乙は、契約書第９条に定める契約期間内における契約書第７条第１項第１号から第７号に定める委託業務が完了したときは、契約書第２条第１項に掲げる業務委託料の支払いを請求することができることとし、甲は、適法な請求書を受理した日から起算して３０日以内に業務委託料を支払うものとする。

２　契約書第２条第３項に掲げる業務委託料は、その支払条件等を別途協議することとし、協議に基づき支払うものとする。

３　甲の乙に対する支払は、原則として乙の指定する金融機関に払い込むものとし、払込日をもって支払われたものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第９条　乙の責に帰すべき事由により契約書第９条に定める契約期間内に、契約書第３条に定める頻度で業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、業務委託料に対し、遅延日数に応じ、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条の法定利率を乗じて得た額とする。

３　甲の責に帰すべき事由により、第８条第１項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延利息防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）」第８条第１項に基づいて「財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（記録の保存）

第１０条　乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において３年間保存するものとする。

２　乙は、絶縁監視装置を設置した事業場にあっては、警報発生時の受信の記録を３年間保存するものとする。

（絶縁監視装置の設置等）

第１１条　乙は、甲が契約書の別紙「委託事業場一覧」で指示した事業場に絶縁監視装置を設置する場合は、乙の所有する絶縁監視装置を設置するものとする。

２　甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線などの既存の施設の利用について便宜を供するものとする。

３　絶縁監視装置及び設置工事に要する費用は、原則として乙の負担によるものとする。

４　絶縁監視装置の保守は乙が行うものとし、その費用は、乙が負担するものとする。

５　甲は、乙の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

６　甲が絶縁監視装置を毀損又は紛失した場合、乙は装置費用を請求できるものとする。
７　絶縁監視装置の警報を、甲の加入電話回線を利用して、乙の事業所に通報する場合の電話料は、甲が負担するものとする。

（絶縁監視装置の撤去）
第１２条　乙は次の場合に絶縁監視装置を撤去するものとし、原状回復をするものとする。
（１）委託契約書に基づき絶縁監視装置の契約を更改する場合
（２）委託契約を失効又は解除した場合
（３）甲の自家用電気工作物が絶縁監視装置による監視が困難となった場合
（４）別紙１に定める「経済産業省告示に基づく信頼性の高い需要設備の要件」を満たさなくなった場合
２　絶縁監視装置の撤去作業に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。

（機密の保持）
第１３条　甲及び乙は、本契約により知り得た機密を他にもらさないものとする。なお、乙の業務に従事した従業員も同様とする。

（契約期間内の更改）
第１４条　甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。
（１）設備容量が変更された場合
（２）受電電圧が変更された場合
（３）発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
（４）別紙２「経済産業省告示に基づく需要設備の設備条件と点検頻度」を満たさなくなった場合
（５）甲が保安規定を変更する場合
（６）関係法令等の改正により更改が必要となった場合
２　絶縁監視装置が設置してある場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約有効期間内であっても、甲乙協議の上、この契約を更改することができるものとする。
（１）甲の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合
（２）甲より絶縁監視装置の撤去の申し出があった場合
３　自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
（１）廃止された場合
（２）外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
（３）一般用電気工作物となった場合
（４）受電電圧が７，０００ボルトをこえた場合

（甲の解除権）
第１５条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
（２）その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
（３）自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（４）前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（５）第１６条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　前項及び第２２条第３項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第１５条の２　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令又は第６２条第１項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第１項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

（３）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号による刑が確定したとき。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（その他による甲の解除権）

第１５条の３　甲は、業務が完了するまでの間は、第１５条第１項及び前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第１６条　乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第１７条　契約が解除された場合には、甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第７条第２項に規定する報告済みの部分については、この限りでない。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（第７条第２項に規定する報告を受けている場合には、当該報告部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の報告を受ける必要があると認めたときは、既履行部分を確認の上、当該確認に合格した部分の報告を受けることができる。この場合において、甲は、当該報告を受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（公正入札違約金）

第１８条　乙は、第１５条の２第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による請負代金額の１０分の２に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賠償金等の徴収）

第１９条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条の法定利率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条の法定利率を乗じて得た額の延滞金を徴収する。

（損害賠償）

第２０条　乙は、第１５条第１項及び第１５条の２第１項の規定による契約の解除により甲に損害が生じたとき、又は委託業務の実施に関し、自己の責めに帰すべき事由により、甲が管理する建造物、器物等に損傷を与えたときは、直ちに現状を回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の免責）

第２０条の２　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

（１）契約に基づき、協議決定した事項又は乙が報告、助言した事項について、甲が都合により実施しなかったことにより損害を生じた場合

（２）甲が法令又は契約に違反することにより損害を生じた場合

（３）第２条第１項に掲げる甲から乙への通知を怠ることに起因して損害を生じた場合

（４）その他乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

（電気工作物以外の不安全施設に対する措置等）

第２１条　保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、甲乙協議の上、甲は速やかに改修するものとする。

２　前項の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。
３　乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。
４　乙は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができるものとする。

（申請、届出）
第２２条　乙との契約が締結された場合、契約の日から１０日以内に、乙の責任において手続き書類を作成し、官公署あてに、保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規定変更届出書を提出するものとする。ただし、乙が引き続き前年度と同一の者である場合は、この限りでない。
２　本契約を変更する場合は、前項の規定を準用する。
３　第１項及び前項の申請が１月以内に承認を得られなかった場合、又は取り消しとなった場合、甲はこの契約を解除できるものとする。
４　第１項及び前項の申請、届出に係る費用は、乙が負担するものとする。

（その他）
第２３条　甲に対する電気工作物の保安に関する教育、災害その他電気事故が発生した場合の措置について行う演習訓練（以下「教育訓練」という。）について、甲から要請を受けた場合、乙はその教育訓練に協力するものとする。
２　受託者の変更時に当たっては、新たな受託者と十分に引き継ぎ業務を行い、当該業務に支障をきたすことのないように対処しなければならない。この際、必ず引継ぎ書を作成すること。ただし、受託者が引き続き前年度と同一の者である場合は、この限りでない。

（契約事項等の解釈）
第２４条　契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

別表１

点検項目
（需要設備の場合）

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	
				A	B
受電設備（第二受電設備以降を含む）	区分開閉器 引き込み線等（架空電線、支持物ケーブル）	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○※	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		漏えい電流測定	○	○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力用コンデンサ及びリアクトル	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	配電盤 制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		継電器と遮断器等との連動試験		○	○
		計器校正試験			○
		電圧、負荷電流測定	○	○	○
	受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○	○

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	
				A	B
配電設備	配電装置（架空電線、支持物ケーブル）	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	断路器、遮断器開閉器、変圧器計器用変成器電力用コンデンサその他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
		継電器との連動試験		○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○	○
非常用予備発電装置	原動機付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発電機励磁装置接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器開閉器配電盤制御装置等	外観点検	○	○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		制御装置試験		○	○
		その他は受電設備に準ずる			
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置付属装置接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
負荷設備	配線、配線器具その他の機器接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○

注）１　○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用する。

２　「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

３　年次点検は１年に１回行うものとする。ただし、年次点検Ａにおいては、信頼性が高く、かつ、点検項目と同等の点検又は、過去の実績を確認した場合は、一部を省略することができる。

４　絶縁油の点検・試験は、ＰＣＢ油混入のおそれがある場合、省略することができる。

５　※を付した項目は、停電範囲により実施しないことができる。

別表２

点検項目
（低圧設備の場合）

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	
				A	B
引込口配線	引込線等	外観点検	○	○	○
配電設備	配電装置（架空電線、支持物ケーブル）	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	断路器、開閉器計器用変成器コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○	○
非常用予備発電装置	原動機付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発電機励磁装置接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器開閉器配電盤制御装置等	外観点検	○	○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		制御装置試験		○	○
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重・液温測定		○	○
	充電装置付属装置接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
負荷設備	配線、配線器具その他の機器接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○

注）１　○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用する。

２　「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

３　年次点検は１年に１回行うものとする。ただし、年次点検Ａにおいては、信頼性が高く、かつ、点検項目と同等の点検又は、過去の実績を確認した場合は、一部を省略することができる。

別表３

点検項目
（絶縁監視装置設置の場合）

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	
				A	B
受電設備（第二受電設備以降を含む）	区分開閉器	外観点検	○	○	○
	引き込み線等（架空電線、支持物ケーブル）	絶縁診断測定		○※	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		漏えい電流測定	○	○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力用コンデンサ及びリアクトル	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	配電盤 制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		継電器と遮断器等との連動試験		○	○
		計器校正試験			○
		電圧、負荷電流測定	○	○	○
	受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○	○

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	
				A	B
配電設備	配電装置（架空電線、支持物ケーブル）	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	断路器、遮断器開閉器、変圧器計器用変成器電力用コンデンサその他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
		継電器との連動試験		○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○	○
非常用予備発電装置	原動機付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発電機励磁装置接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器開閉器配電盤制御装置等	外観点検	○	○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		制御装置試験		○	○
		その他は受電設備に準ずる			
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置付属装置接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
負荷設備	配線、配線器具その他の機器接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
		絶縁監視	常時		

注）１　○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用する。

２　「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

３　年次点検は１年に１回行うものとする。ただし、年次点検Ａにおいては、信頼性が高く、かつ、点検項目と同等の点検又は、過去の実績を確認した場合は、一部を省略することができる。

４　絶縁油の点検・試験は、ＰＣＢ油混入のおそれがある場合、省略することができる。

５　※を付した項目は、停電範囲により実施しないことができる。

６　変圧器の二次測以降の低圧電路の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視置」を用いる場合、その監視により当該点検に替えることができる。

別表４

点検項目
（太陽電池発電所又は小出力太陽電池発電設備の場合の場合）

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検種類	月次点検	年次点検
太陽電池アレイ	外観点検	○	○
	接地抵抗測定		○
接続箱	外観点検	○	○
	接地抵抗測定		○
	絶縁抵抗測定		○
配電盤等（遮断器、開閉器、変圧器、制御装置、直交流変換装置等）	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
	保護機能動作確認	○	○※
	表示部の動作確認	○	○
	継電器と遮断器等との連動試験		○※
	漏えい電流測定	○	○
	電圧値・電流値の測定	○	○
系統連系保護装置	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	保護継電器動作特性試験		○※
	投入ロック動作試験		○※
蓄電池等	外観点検	○	○
	液量点検	○	○
	電圧・比重・液温測定		○
	絶縁抵抗測定		○
	接地抵抗測定		○
接地装置	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○

注）１　○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用する。
２　「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
３　年次点検は１年に１回行うものとする。ただし、年次点検Ａにおいては、信頼性が高く、かつ、点検項目と同等の点検又は、過去の実績を確認した場合は、一部を省略することができる。
４　絶縁油の点検・試験は、ＰＣＢ油混入のおそれがある場合、省略することができる。
５　※を付した項目は、停電範囲により実施しないことができる。

別表５

点検項目
（工事期間中の点検及び竣工検査）

工事期間中の巡視、点検及び竣工検査

電気工作物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作測定試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成器及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作測定試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備（非常用予備発電装置を含む）	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽光発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
配電線路	電線路、電源供給器等	外観点検		○
		絶縁抵抗測定		○

注）１　○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

別紙１

経済産業省告示に基づく信頼性の高い需要設備の要件

信頼性の高い需要設備とは、次の（１）から（５）までの要件のすべてに適合する需要設備をいう。

（１）構外にわたる高圧電線路がないもの

（２）柱上に設置した高圧変圧器がないもの

（３）高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの

（４）保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの

（５）責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

別紙２

経済産業省告示に基づく需要設備の設備条件と点検頻度

（１）次のアからオまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い需要設備であって設備容量が１００キロボルトアンペア以下（小規模高圧需要設備を除く。）のもの又は低圧受電の需要設備については、隔月１回以上

ア　構外にわたる高圧電線路がないもの

イ　柱上に設置した高圧変圧器がないもの

ウ　高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの

エ　保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの

オ　責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

（２）（１）に適合する需要設備であって、かつ、次のアからウまでのすべての設備条件に適合するものについては、３か月に１回以上

ア　受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）

イ　蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの

ウ　引込施設に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの

（３）（１）のアからオまでの設備条件すべてに適合する信頼性の高い設備であって、絶縁監視装置を設置している需要設備については、隔月１回以上

（４）上記（１）、（２）及び（３）以外の需要設備にあっては、毎月１回以上